

農業政策課技術管理室
担 当 高田
内 線 4 6 5 4
外 線 076-225-1617

令和 2 年 2 月 1 8 日
(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

(株)杉本工務店 石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部 9 5 番地

2 指名停止期間

令和 2 年 2 月 1 8 日から令和 2 年 3 月 2 日まで (2 週間)

3 指名停止理由

令和 2 年 1 月 2 7 日、中能登農林総合事務所発注の「令和元年度 県営ほ場整備事業 (機構関連型) 末坂地区 暗渠排水工事」において、作業通路の敷鉄板上でバックホウの格納式フックを取り出そうとバケット近くにいた作業員が、同じ通路上をバックしてきた 4 トンダンプによって、バックホウのバケット部分とダンプに挟まれ負傷したものの。

令和 2 年 2 月 5 日、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法の規定に違反しないための措置を講じていなかったことから、是正勧告書を交付した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第 1 第 7 号に該当すると認められるため、2 週間の指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第 1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 箇月以内